

埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

- 第1条 県は、帰国者・接触者外来等設備整備事業を実施する医療機関等（以下同じ「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は、「埼玉県帰国者・接触者外来等設備整備事業実施要綱」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

（事業計画等の策定）

- 第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書、所要額調書及び所要額明細書を、別紙1及び別紙2-1、2-2により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

（交付額の算定方法）

- 第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費に係る支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)による選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3欄に規定する補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（申請書の様式等）

- 第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

- 第6条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。
- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- (2) その他参考となる資料

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第5条及び第6条に準じた手続により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価額が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付決定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

ただし、本実施要綱・交付要綱策定前において、事業が既に完了している場合等について、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(添付書類)

第13条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 所要額精算書(別紙3)
- (2) 事業実績報告書(別紙4)
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本(当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること)
- (4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第14条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

| 1 基準額 | 2 対象経費 | 3 補助率 |
|---|--|--------|
| (ア) H E P Aフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 | 帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費） | 10分の10 |
| (イ) H E P Aフィルター付きパーテーション 1台当たり 205,000円 | | |
| (ウ) 個人防護具 1人当たり 3,600円 ※ 1施設当たり250人分（900,000円）を申請上限数量とする。 | | |
| (エ) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 | | |
| (オ) 簡易診療室及び付帯する備品 1式当たり 埼玉県知事の認めた額 | | |

※ 令和2年度において、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補金」を用いて、当該補助事業を行うことを予定していた補助事業者については、当初の事業計画に見込んでいた個人防護具数量（基準額：1人あた3,600円）または上表の申請上限数量までを認めるものとする。